

3 検査結果表の記入要領

◎該当する項目がない場合の抹消方法
 横線でも斜線でも構いません。
 抹消する検査項目が連続する場合は、まとめて斜線で消しても構いません。
 取消線は「番号」欄から「担当検査者番号」欄まで引いて下さい。

本結果表と合わせ、
 ①主索において最も摩損した主索として掲げたものの写真
 ②ブレーキパッドの状況に関する写真を「別添1様式」にて添付して下さい。
 又、主索及びブレーキパッド以外で、要是正又は要重点点検と判定した検査事項(既存不適格を除く)がある場合は、当該部分の写真を「別添2様式」にて添付して下さい。

別記第一号 (A 4)

ロープ式エレベーター 検査結果表
 (第1第1項第1号に規定する昇降機)

当該検査に 関与した 検査者	代表となる検査者	氏名	検査者番号
	その他の検査者		

番号	検査項目	検査結果				担当 検査者 番号
		指摘 なし	要重点 点検	要是正	既 存 不 適 格	
1	機械室(機械室を有しないエレベーターにあっては、共通)					
(1)	機械室への通路及び出入口の戸		—			
(2)	機械室内の状況並びに照明装置及び換気設備等		—			
(3)	機械室の床の貫通部		—			
(4)	救出装置		—			
(5)	制御器	開閉器及び遮断器		—		
(6)		接触器、継電器及び運転制御用基板		—		
(7)		ヒューズ		—		
(8)		絶縁 電動発電機の回路 (300V以下・300V超)	MΩ		—	
		電動機の回路 (300V以下・300V超)	MΩ		—	
		制御器等の回路の300Vを超える回路	MΩ		—	
	制御器等の回路の150Vを超え300V以下の回路	MΩ		—		
(9)	接地		—			
(10)	階段選択機					
(11)	減速歯車					
(12)	綱車又は巻胴	綱車と主索のかかり イ、製造者が指定する要是正となる基準値 (mm)				—
		ロ、やむを得ない事情により、点検者が設定する要是正となる基準値 (mm) ハ、綱車と主索の滑り等により判定				
(13)	軸受					
(14)	巻上機 ブレーキ	保持力 イ、ブレーキをかけた状態において、トルクレンチにより確認 ロ、ブレーキをかけた状態において、モーターにトルクをかけた確認 ハ、かごに荷重を加え、かごの位置を確認				
		パッドの厚さ イ、製造者が指定する要重点点検となる基準値 (mm) 要是正となる基準値 (mm) ロ、やむを得ない事情により、点検者が設定する要重点点検となる基準値 (mm) 要是正となる基準値 (mm)	右 mm 左 mm			
(15)	そらせ車					
(16)	電動機					
(17)	電動発電機					
(18)	駆動装置等の耐震対策	ロープガード等の追加あり基準書P193参照				
(19)	速度 定格速度 (m/min)	報告書二面と同じ	上昇 m/min			
			下降 m/min			
2	共通					
(1)	かご側 調速機	過速スイッチの作動速度 (定格速度の %)				
		キャッチの作動速度 (定格速度の %)				
(2)	釣合おもり 側調速機	キャッチの作動速度(かご側キャッチの作動速度の %)				

検査者を特定できる番号、或いは記号(1、2、又は A、B等)を記入して下さい。
 検査者が1名の場合は記入は不要です。

既存不適格は「—」線が引かれていない項目のみ判定の対象です。

要重点点検の判定は、「—」線が引かれていない項目のみ判定して下さい。

該当しない回路及び電圧区分を取消線で抹消して下さい。

階段選択機とは、制御盤以外に独立して設置されている機器をいいます。

該当する判定(検査)方法の、イ、ロ、ハ(パッドの厚さはイ、ロ)のいずれかに○印を記入して下さい。

該当する項目がない場合の取消線は「番号」欄から「担当検査者番号」欄まで引いて下さい。

イ、ロ、ハの検査方法の場合、初期値として125%負荷を積載した状態でかごを保持できることを確認した後に、無積載の状態のイ、ロ、ハの値を確認し、次回検査以降はその値が満たされていることの確認でも構いません。
 又はイ、ロ、ハの基準を満たすことを技術根拠ある方法で換算した値との比較でも構いません。

製造者が指定する基準がある場合はイで判定し、製造者の倒産等により製造者が指定する基準値を知り得ない場合などやむを得ない事情により検査者が設定する基準値により判定した場合はロに記入して下さい。

ディスク式の2ブレーキタイプの場合は、記入欄を「/」で仕切り、
 右 パッド1の値/パッド2の値 mm
 左 パッド1の値/パッド2の値 mm
 と記入して下さい。

建築物等の名称： _____ 号機 _____ 登録番号 _____

建築物等の名称、号機、協議会番号を全ページの下段に記入して下さい。

定格速度45m/min以下は(—)と記入して下さい。
 作動速度は過速スイッチが63m/min以下、キャッチが68m/min以下です。
 定格速度45m/min超の場合は、過速スイッチが130%以下、キャッチが140%以下です。

つり合おもり側のキャッチ作動速度はかご側キャッチ作動速度の100~110%であることを確認して下さい。

ブレーキパッドの左右とは
 ドラム式：電動機側から見たときの位置
 ディスク式1ブレーキタイプ：保守を行なう場合に、ブレーキに向かって立つ位置から見たときの位置
 ディスク式2ブレーキタイプ：電動機側から見た時に左側(上側)にあるブレーキを「左」、右側(下側)にあるのを「右」とする。
 パッドは電動機に近いものから1とする。
 クラッチ式：「左」「右」を抹消して、「右」の寸法記入欄に記入して下さい。

番号	検査項目	検査結果				担当検査者番号
		指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	
(3)	主索又は鎖	径 最も摩耗した主索の番号(番号を記入) 直径(mm) 未摩耗直径(mm)		%		
		素線切れ 最も摩耗した主索の番号(番号を記入) 該当する素線切れ判定基準(1-ハ) 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超・70%以下	1よりピッチ内の 素線切れ数	本		
	主索本数(本) 要重点点検の主索の番号() 要是正の主索の番号()					
	鎖	摩耗 最も摩耗した鎖の番号() 測定長さ(mm) 基準長さ(mm) 伸び		%		
	鎖本数(本) 要重点点検の鎖の番号() 要是正の鎖の番号()					
(4)	主索又は鎖の張り					
(5)	主索又は鎖及び調速機ロープの取付部					
(6)	主索又は鎖の緩み検出装置	巻胴式エレベーター				
(7)	主索又は鎖の巻過ぎ検出装置	巻胴式エレベーター				
(8)	はかり装置	既存不適格→ 乗用・人荷・寝台用に限る				
(9)	戸開走行保護装置	対象外となるエレベーターは限られているので要注意				
(10)	地震時等管制運転装置					
(11)	降下防止装置	駆動装置及び制御機を昇降路底部に設けるものに限る				
(12)	換気設備等	機械室なしエレベーターに限る				
(13)	制御盤扉					
3	かご室					
(1)	かごの壁又は囲い、天井及び床					
(2)	かごの戸及び敷居	自動車用エレベーターにない場合がある				
(3)	かごの戸のスイッチ					
(4)	床合わせ補正装置及び着床装置					
(5)	車止め、光電装置等	かごの戸のない自動車運搬用エレベーターに限る				
(6)	かご操作盤及び表示器					
(7)	操縦機					
(8)	外部への連絡装置	荷物用及び自動車運搬用エレベーターでも、かごに人が乗り運転できる全てのエレベーターが対象				
(9)	かご内の停止スイッチ					
(10)	用途、積載量及び最大定員の標識					
(11)	かごの照明装置					
(12)	停電灯装置	既存不適格→ 乗用・人荷・寝台用に限る				
(13)	かごの床先	既存不適格→ 乗用・人荷・寝台用に限る				
4	かご上					
(1)	かご上の停止スイッチ	自動車用エレベーターにない場合がある				
(2)	頂部安全距離確保スイッチ					
(3)	上部ファイナルリミットスイッチ及びリミット(強制停止)スイッチ					
(4)	上部緩衝器又は上部緩衝材					
(5)	頂部綱車					
(6)	調速機ロープ					
(7)	かごの非常救出口					
(8)	かごのガイドシュー等					
(9)	かご吊り車					
(10)	ガイドレール及びレールブラケット					
(11)	旋錠装置					
(12)	昇降路における壁又は囲い					
(13)	乗り場の戸及び敷居					

建築物等の名称： _____ 号機 _____ 登録番号 _____

建築物等の名称、号機、協議会番号を全ページの下段に記入して下さい。

地震時等管制運転装置(概要) 基準書P203~205参照
 1.装置が不要となるエレベーター
 *昇降行程が7m以下のエレベーター(乗用、人荷用、寝台用)
 *荷物用エレベーター及び自動車用エレベーター(共に人がのらないもの)
 *段差解消機、いす式階段昇降機
 2.地震時等管制運転装置の内容(概要)
 P波及びS波管制運転、かご内へ運転情報の表示、予備電源の設置
 3.地震時等管制運転装置が既存不適格になる条件(概要)
 ①鉛直方向又は水平方向に生じる0.1m/s×s(10gal)以上3.0m/s×s(300gal)以下の過速度を検知できない。
 ②かごを自動的に乗場戸のある位置に停止させ、かつ、かごの戸を開き、又はかご内から開くことができる。→これらの機能が無い。
 ③自家発電設備又は地震時自動着床装置を有していない。

戸開走行保護装置
 検査方法、報告書の記入、添付書類については業務基準書のP202・203を参照願います。

公称径でなく、摩耗していない部分(綱車にかからない部分)の直径を測定し記入して下さい。

平均破断している主索と集中破断している主索がある場合は、個々の主索の状態にもよりますが、一般的には平均破断に比べ集中破断のほうがストランド切れが発生することが高いと考えられますので、集中破断の主索の番号を記入して下さい。

最も破断が多い主索の、1ピッチ内の破断総数を記入して下さい。

1ピッチ内で最も破断が多い1構成よりの破断数を記入して下さい。

70%以下の判定は、JIS A4302の素線の摩耗長さ(寸法)で判定して下さい。

「要重点点検の主索(鎖)の番号」欄及び「要是正の主索(鎖)の番号」欄は、それぞれ該当するすべての主索(鎖)番号を記入してください。

外部連絡装置は確認申請時に設置された外部への連絡装置の状態を確認する必要があるが、警備会社や保守会社の集中管理センターへの自動通報装置が設置されており、警報発報や通話が正常であることが確認できた場合は、指摘なしとしてかまいません。(停電状態でも確認要します。)

表示灯の寿命による球切れは判定基準の「表示しないこと」には含まれません。

操縦機とは、かご呼びボタンがなく、その代わりに専用の操縦機(カースイッチともいう)でかごの起動や停止を行うものを指します。

かごの床面で、乗用(人荷用含む)寝台用は50ルクス、また常用、寝台用以外のエレベーターにあつては25ルクス以上であることを確認します。検査方法として、かごの戸を開めたかご内の操作盤付近の床面で新聞が読めるほどの照度がある場合は、目視確認でも構いません。それ以外は照度計で測定して下さい。

従来のインターロック機構であるが、ロック(7mm)のかかり代に注意して下さい。

番号	検査項目	検査結果			担当検査者番号
		指摘なし	要重点点検	要是正 既 存 不適格	
(14)	昇降路内の耐震対策 <input type="text" value="ロープガード等の追加あり基準書P225~参照"/>		—		
(15)	移動ケーブル及び取付部		—		
(16)	釣合おもりの各部 <input type="text" value="巻胴式エレベーターは対象外"/>		—	—	
(17)	釣合おもり非常止め装置 形式 : 早ぎき式・次第ぎき式・スラックロープ式 <input type="text" value="巻胴式エレベーターは対象外"/>		—	—	
(18)	釣合おもりの吊り車 <input type="text" value="巻胴式エレベーターは対象外"/>		—	—	
(19)	かごの戸の開閉機構 <input type="text" value="手動式の場合は対象外、自動車用も無い場合がある"/>		—	—	
(20)	かごの枠		—	—	
5 乗り場					
(1)	押しボタン等及び表示器		—	—	
(2)	非常解錠装置		—	—	
(3)	乗り場の戸の遮煙構造		—	—	
(4)	昇降路の壁又は囲いの一部を有しない部分の構造 <input type="text" value="オープンタイプのエレベーター"/>		—	—	
(5)	制御盤扉 <input type="text" value="三方枠に収納されたものに限る"/>		—	—	
6 ビット					
(1)	保守用停止スイッチ <input type="text" value="駆動装置及び制御機を昇降路底部に設けたものが対象"/>		—	—	
(2)	底部安全距離確保スイッチ <input type="text" value="駆動装置及び制御機を昇降路底部に設けたものが対象"/>		—	—	
(3)	下部ファイナルリミットスイッチ及びリミット（強制停止）スイッチ		—	—	
(4)	緩衝器又は緩衝材		—	—	
(5)	張り車		—	—	
(6)	ビット床		—	—	
(7)	かご非常止め装置 形式 : 早ぎき式・次第ぎき式・スラックロープ式		—	—	
(8)	かご下綱車		—	—	
(9)	釣合ロープ又は釣合鎖の取付部		—	—	
(10)	釣合おもり底部すき間 <input type="text" value="緩衝器形式 ばね式・油入式・緩衝材
制御方式 交流1(2)段制御・その他
前回の定期検査時 (mm)"/>		—	—	
(11)	移動ケーブル及び取付部		—	—	
(12)	ビット内の耐震対策 <input type="text" value="ロープガード等の追加あり基準書P241~参照"/>		—	—	
(13)	駆動装置の主索保護カバー <input type="text" value="駆動装置及び制御機を昇降路底部に設けたものが対象"/>		—	—	
(14)	かごの枠		—	—	
7 非常用エレベーター					
(1)	かご呼び戻し装置		—	—	
(2)	一次消防運転		—	—	
(3)	二次消防運転 <input type="text" value="二次消防運転時の速度"/>		—	—	m/min
(4)	予備電源切替回路		—	—	
(5)	その他		—	—	
8 上記以外の検査項目					

該当しない形式を取消線で抹消して下さい。

表示灯の寿命による玉切れは判定基準の「表示しないこと」には含まれません。

既存不適格の判断が困難なため、特殊建築物検査等の指摘で既存不適格であることが明らかである場合を除き、判定は不要です。ただし乗場の戸に遮煙構造が施されている場合は判定を行って下さい。
(判定しない場合は横線で抹消して下さい)

該当しない緩衝器形式及び制御方式を取消線で抹消して下さい。

前回検査時の値が分からない場合は (mm)欄に「—」を記入し、「要重点点検」と判定して下さい。

非常用エレベーター以外は全体を取消線で抹消して下さい。

国土交通大臣の認定を受けた「可変速度方式のエレベーター」「平形ロープを使用するエレベーター」については、検査項目の追加が必要です。詳細については第5章3.1を参照して下さい。

特記事項					
番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月

建築物等の名称： _____ 号機 _____ 登録番号 _____

建築物等の名称、号機、協議会番号を全ページの下段に記入して下さい。

「検査項目」「検査事項」は、告示第283号の別表の(い)検査項目(ろ)検査事項を記入して下さい。

「特記事項」欄は、検査の結果、要是正、既存不適格又は要重点点検の指摘があった場合は全て記入して下さい。その他、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合にも、該当する検査項目の番号、検査項目及び検査事項を記入して下さい。
「指摘の具体的内容等」欄、「改善策の具体的内容等」欄には、その要点を30文字程度で明瞭簡潔に記入して下さい。
改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入して下さい。